

令和2年 第2回総会・会議録

1. 日 時 令和2年2月10日（月）午前10時00～10時30分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 （18名）

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
8番 村上 護	9番 柳野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 茂道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 （11名）

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	33番 寺岡 朝治	

4. 欠席委員 （4名）

7番 大川 國保	26番 尾上 進	31番 三村 訓章
32番 中畑 栄		

5. 事務局・出席職員 （5名）

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 今村 学
主 任 沼下 眞	

6. 報告事項

報告第 6 号	使用貸借権の解約について	1 件
報告第 7 号	許可又は受理の取消願について	2 件
報告第 8 号	非農地証明願について	1 件
報告第 9 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	1 件
報告第 10 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出 について	2 件
報告第 11 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	14 件

7. 議案及び結果

(1) 農地関係

議案第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 について	2 件
議案第 10 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による承認について	2 件

事務局長

おはようございます。ただ今より令和 2 年 第 2 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、4 名欠席で 29 名出席でございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

井手尾会長

おはようございます。それでは、農地関係の報告第 6 号から事務局説明をお願いします。

事務局

ただ今より令和 2 年第 2 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 1 号から事務局説明をお願いします。

第 2 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和 2 年 2 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 6 号 使用貸借権の解約について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 7 号 許可又は受理の取消願について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 8 号 非農地証明願について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による
農地転用届出について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による
農地転用届出について
<第 1～14 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、14 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。
続きまして議案第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知
について」事務局説明をお願いします。

議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知
について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは、小倉南区大字吉田地区担当の間委員、補足説明をお願いいたします。

間委員 本件については、借受人も貸渡人も公共工事であり、合意しておりますので、特に問題はないと思われます。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

 (異議なしの声)

 ご異議は無いようですので、議案第 6 号につきましては、受理することといたします。

井手尾会長 続きまして議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
 <第 1～4 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
 以上 4 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは今回、現地調査を行っていただいた第 1 項 小倉南区上曾根地区担当の岩谷委員、補足説明をお願いします。

岩谷委員 譲渡人がご高齢の為に耕作が難しいということで、譲受人に売却したもので特に問題はないと思われます。

井手尾会長 第 2 項と第 3 項 小倉南区大字曾根新田地区担当の川江委員、補足説明をお願いいたします。

川江委員 譲受人にお話を聞きましたところ、退職をするので規模を拡大したいということで、特に問題はないと思われます。

井手尾会長 第 4 項 小倉南区大字新道寺地区担当の椰野委員、補足説明をお願いいたします。

椰野委員 譲受人は譲渡人の畑を耕作していましたが、今回正式に手続きをして下限面積を超えておりますので、特に問題はないと思われます。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 7 号につきましては、許可と決定いたします。

事務局

続きまして議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について
＜第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、2 件ご審議お願いいたします。

それでは、今月担当の第 1 調査委員会 中村調査長から報告をお願いいたします。

中村調査長

先程、開かれました第 1 調査委員会の結果をご報告いたします。2 件とも分家住宅ということで、実家の近くに住まいを移して、親の面倒を見て農業の手伝いをするということで、水路等の承諾を得ており、特に問題はないと思われま

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 8 号につきましては、許可相当と決定いたします。

事務局

続きまして議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いいたします。

議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
＜別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 9 号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして議案第 10 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 10 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による承認について

<別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 10 号につきましては、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、8 番村上委員と 9 番榎野委員です。よろしくをお願いいたします。